

- 二 前年度の特定行為研修の実施期間及び当該実施期間ごとの特定行為研修を受けた看護師の数
- 三 前年度の特定行為研修を修了した看護師の数
- 四 前年度の特定行為研修管理委員会の開催回数
- 五 当該年度の特定行為研修の実施期間
- (指示) 2 前項の報告書は、二以上の特定行為区分に係る特定行為研修を実施した場合には、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項は、特定行為区分ごとに記載しなければならない。
- 第十二条** 厚生労働大臣は、第五条及び第七条第一項に規定する基準に照らして、特定行為研修の内容、指導体制、施設、設備その他の特定行為研修の実施に関する事項について適当でないと認めるときは、指定研修機関に対して必要な指示をすることができる。
(指定の取消しができる場合)
- 第十三条** 法第三十七条の三第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 第七条第一項に規定する基準に適合しなくなつた場合
- 二 二年以上特定行為研修を受けた看護師がない場合
- 三 第八条から第十一条までの規定に違反した場合
- 四 前条の指示に従わない場合
- 五 次条の規定による申請があつた場合
(指定の取消しの申請)
- 第十四条** 指定研修機関は、指定の取消しを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする期日
- 三 現に特定行為研修を受けている看護師があるときは、その看護師に対する措置
- 四 特定行為研修を受ける予定の看護師があるときは、その看護師に対する措置
(特定行為研修の修了)
- 第十五条** 特定行為研修管理委員会は、特定行為研修の修了に際し、特定行為研修に関する当該看護師の評価を行い、指定研修機関に対し、当該看護師の評価を報告しなければならない。
- 2 指定研修機関は、前項の評価に基づき、特定行為研修を受けている看護師が特定行為研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該看護師に対して、当該看護師に関する次に掲げる事項を記載した特定行為研修修了証を交付しなければならない。
- 一 氏名、看護師籍の登録番号及び生年月日
- 二 修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称
- 三 特定行為研修を修了した年月日
- 四 特定行為研修を実施した指定研修機関の名称
- 3 指定研修機関は、前項の規定により特定行為研修修了証を交付したときは、当該交付の日から起算して一年以内に、特定行為研修を修了した看護師に関する前項各号に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
(記録の保存)
- 第十六条** 指定研修機関は、帳簿を備え、特定行為研修を受けた看護師に関する次の事項を記載し、指定の取消しを受けるまでこれを保存しなければならない。
- 一 氏名、看護師籍の登録番号及び生年月日
- 二 修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称
- 三 特定行為研修を開始し、及び修了した年月日
- 四 修了した共通科目及び区別科目の内容
- 五 共通科目及び区別科目に係る評価
- 2 前項に規定する保存は、電磁的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。による記録に係る記録媒体により行うことができる。

附則
この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、同年四月一日から施行する。

第一条 (施行期日)
(平成三年四月二六日厚生労働省令第七三号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令による改正後の第五条第三号、別表第三及び別表第四の規定にかかるらず、平成三十一年十一月三十日までの間は、この省令による改正前の規定により第六条の指定の申請(当該申請に係る第七条第一項の適用を含む)又は第十条の申請を行うことができる。

第三条 この省令の施行の際現に保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十七条の二第二項第五号の規定による指定を受けている者又は同項の規定により変更の承認を受けた者が行う特定行為研修の内容については、この省令による改正後の第五条第三号、別表第三及び別表第四の規定にかかるらず、平成三十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

別表第一 (第二条関係)

- 一 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
- 二 侵襲的陽圧換気の設定の変更
- 三 非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- 四 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
- 五 人工呼吸器からの離脱
- 六 気管カニューレの交換
- 七 一時的ペースメーカリードの抜去
- 八 人工呼吸管理からの離脱
- 九 経皮的心肺補助装置の操作及び管理
- 十 大動脈内バルーン・パンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
- 十一 心嚢ドレーンの抜去
- 十二 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更
- 十三 胸腔ドレーンの抜去
- 十四 腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針を含む。)
- 十五 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
- 十六 膀胱ろうカテーテルの交換
- 十七 中心静脈カテーテルの抜去
- 十八 未梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
- 十九 創傷に対する陰圧閉鎖療法
- 二十 膜瘻^{ヒヅシ}又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- 二十一 創部ドレーンの抜去
- 二十二 直接動脈穿刺法による採血
- 二十三 機骨動脈ラインの確保
- 二十四 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
- 二十五 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- 二十六 脱水症状に対する輸液による補正
- 二十七 感染徵候がある者に対する薬剤の臨時の投与
- 二十八 インスリンの投与量の調整
- 二十九 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
- 三十 持続点滴中のカテーテルの投与量の調整
- 三十一 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整

